

文教大学学園校友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「文教大学学園校友会」と称する。

(本部)

第2条 本会は、本部を東京都品川区旗の台3-2-17学校法人文教大学学園内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、文教大学学園と校友及び校友相互が緊密に連絡・協力して親睦を深め、文教大学学園の教育理念を共有し、ともに発展することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) ホームページ等による情報発信
- (3) 校友情報の管理
- (4) 学園が行う事業に対する協力
- (5) 校友相互の連絡、交流、福利増進、親睦及び社会貢献活動に対する援助
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

(校友)

第5条 本会は、次の者を「校友」と称する。

- (1) 文教大学学園の在校生とその保護者
- (2) 文教大学学園（旧立正学園を含む。）の卒業生とその保護者
- (3) 文教大学学園（旧立正学園を含む。）の教職員（退職者を含む。）
- (4) 文教大学学園（旧立正学園を含む。）の理事・監事・評議員（退職者を含む。）

(校友会公認団体)

第6条 本会は、次の団体を校友会公認団体とする。

- (1) 特別校友団体
- (2) 校友団体

2 本会における「特別校友団体」とは、次の各団体を指す。

- (1) 文教大学女子短期大学部芙蓉会
- (2) 文教大学附属高等学校三蓉会
- (3) 文教大学附属小学校（旧立正学園）同窓会
- (4) 文教大学附属（溝の口）小学校校友会
- (5) 文教大学父母と教職員の会

3 本会における「校友団体」とは、次の公認基準を全て満たし、本会に申請し役員会の承認を経た団体を指す。

- (1) 団体の目的が、第3条の目的に合致していること。
- (2) 団体の所属員は、原則として全員が校友であること。
- (3) 団体の所属員数が、20名以上であること。
- (4) 学生・生徒等によって組織された団体ではないこと。
- (5) 申請時において、団体の所属員のうち半数以上が、特別校友団体の会費又は当該団体の会費のいずれかを納付していること。
- (6) 全所属員の名前と連絡先を記載した会員名簿を作成し、情報の更新・保持に努めること。
- (7) 団体の会則を保持していること。
- (8) 継続的な活動を行っていること。

(校友会への報告)

第7条 校友会公認団体は、毎年以下のものを本会に提出するものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 事業報告書

(校友会公認団体の資格取消)

第8条 校友会公認団体は、第6条第3項の基準を満たすことが困難となった場合や、本会の名誉を傷つける行為又は本会の目的に反する行為があったときは、役員会の決議により校友会公認団体の資格を取り消されることがある。

第4章 役員

(役員構成)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 第4項に定める人数

2 会長は、文教大学学園理事長をもって充てる。

3 副会長のうち1名は校友会主担当理事をもって充て、もう1名は幹事より互選によって選任される。

4 幹事は、文教大学学園校友会主担当理事が推薦した教職員より2名、特別校友団体が推薦した者より各1名ずつ、それぞれ会長が選任する。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 幹事は、理事長室と連携し、第4条に規定する事業の企画・推進を行う。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は、4年とする。ただし、欠員により補欠選任された役員任期は、その前任者の残任期間とする。
- (2) 役員は、再任されることができる。
- (3) 役員は、後任者が決定するまでその職務をつかさどる。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の決議を得て役員会の名において解任を行う。

- (1) 法令の規定又は本会則に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行にたえ得ないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(役員補充)

第13条 役員が欠けたときは、2か月以内に補充しなければならない。

第5章 顧問

(顧問)

第14条 本会に顧問1名をおく。顧問は、文教大学学長をもって充てる。

(顧問の職務)

第15条 顧問は、本会の活動・運営全般について、役員会に出席して意見を述べることができる。

第6章 役員会

(役員会の開催)

第16条 本会は、役員をもって役員会を開催しなければならない。

2 役員会における詳細については、別に定める。

第7章 事務

(事務局)

第17条 本会の事務は、文教大学学園学園本部理事長室が執り行う。

第8章 個人情報の取扱い

(個人情報)

第18条 本会は、別に定める「文教大学学園校友会個人情報保護基本方針」に基づき、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の適切な保護と利用に努める。

第9章 会則取扱い

(会則の改廃)

第19条 本会則の改廃は、役員会によって行う。

附 則

- 1 この会則は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 本会設立時の役員の任期は、第13条第1号の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 3 この会則は、平成25年7月20日から一部改正し施行する。
- 4 この会則は、平成29年4月22日から一部改正し施行する。
- 5 この会則は、平成30年12月8日から一部改正し施行する。
- 6 この会則は、平成31年4月20日から一部改正し施行する。
- 7 この会則は、令和3年5月22日から一部改正し施行する。
- 8 この会則は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。これに伴い、文教大学学園校友会公認団体規程（令和2年7月18日付一部改正施行）及び、文教大学学園校友会会費規程（平成30年12月8日付一部改正施行）、文教大学学園校友会慶弔規程（平成26年12月6日施行）は廃止する。
- 9 この会則は、令和5年4月15日から一部改正し施行する。